

第 29 期 事 業 報 告

[平成 29 年 4 月 1 日 から]
[平成 30 年 3 月 31 日 まで]

北九州エアターミナル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

今期の日本経済は、企業収益や雇用環境の改善等により、景気は緩やかに回復しました。

航空業界におきましては、政府が地方空港を対象とした訪日誘客支援空港制度を実施する等、インバウンド政策の更なる推進等により、アジアを中心とした訪日外国人客が増加しました。

このような状況のもと、当北九州空港におきましては、国内線では、東京（羽田）線の年間旅客数は約 1,308 千人（前期比 105.3%）で、開港以来、初めて 1,300 千人を超えた過去最高となりました。名古屋（小牧）線は、昨年 3 月 26 日から 1 往復減便となった影響があり、年間旅客数は約 25 千人（前期比 40.7%）と減少しました。7 月に新規就航したスターフライヤーの沖縄（那覇）線は、10 月まで夏季運航した後、2 月から運航を再開し年間旅客数は約 28 千人となりました。定期路線にチャーター便を加えた年間国内線旅客数は約 1,362 千人（前期比 104.4%）で、約 58 千人の増となり、4 年連続で過去最高を更新しました。

国際線は、韓国（仁川）線（前年度 12 月就航）の年間旅客数が約 146 千人（前期比 536.7%）、韓国（釜山）線（前年度 12 月就航）の年間旅客数が約 82 千人（前期比 234.0%）と通年化に伴い大幅に増加しました。中国（大連）線（前年度 10 月就航）は運休期間があったものの、年間旅客数は約 18 千人（前期比 158.7%）と増加しました。定期路線にチャーター便を加えた年間国際線旅客数は、約 282 千人（前期比 287.5%）で約 184 千人の増となり、過去最高となりました。

この結果、国内・国際定期路線にチャーター便を加えた年間総旅客数は約 1,644 千人（前期比 117.2%）で約 242 千人の増となり、2 年連続で過去最高を更新しました。

国内航空貨物の年間取扱量は、約 3 千 7 百トン（前期比 60.9%）となりました。また国際航空貨物は、定期便が運休し、チャーター便が主体となったことから年間取扱量は、約 1 千 2 百トン（前期比 49.9%）となりました。

年間のターミナルビル来館者は約 2,075 千人（前期比 114.1%）となりました。

当社の経営につきましては、国際線定期路線の運航通年化に伴い、便数や旅客数が増加したことから、施設使用料収入等が増加し、当期売上高は約 923 百万円で前期と比較し、約 123 百万円の増収となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費の合計は、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や、国際線定期路線の就航に伴い施設や設備の維持管理費が増加したこと等により、約 804 百万円で前期と比較し、約 67 百万円の増加となりました。また営業外収益は約 30 百万円となりました。

以上の結果、税引前当期純利益は約 143 百万円で、当期純利益は約 133 百万円となりました。

来期は、国内線・国際線ともに今期の旅客数が堅調に推移したことを受け、行政や団体と連携をとり、便数の増大、路線の拡大、新規航空会社の誘致を目指し、関係機関への積極的な要望活動を行います。特に国際線に関し、旅客ターミナルビルの大規模改修により冬ダイヤから同時2機対応が可能となるため、行政や団体と連携をとり、国際線航空会社の誘致や集客を強化し、力強いインバウンド需要を取り込んでまいります。5月から定期便化するコリアエクスプレスエアの韓国（襄陽）・韓国（務安）線、10月28日から新規就航するスターフライヤーの台湾（台北）線は、航空会社や行政及び団体と連携をとり、PRを実施する等、集客を支援いたします。

航空貨物につきましては、6月4日に新規就航するANA Cargoの関西→北九州→那覇線の安定的な運航と国際貨物チャーター便の運航を支援するため、行政や団体と連携をとり、随時地上支援機材の整備・更新等を行います。また、滑走路3千メートルへの延伸実現に向け国への要望活動等を行います。

ターミナルビル来館者への事業につきましては、各種イベントを実施し集客を図ります。また、東九州自動車道沿線を含め北九州空港圏域の情報発信を強化してまいります。さらに、引き続き社会科見学等の施設見学を積極的に受け入れるとともに、出前航空教室を実施し、将来の利用者増に繋がる活動を行ってまいります。

施設整備につきましては、施設の狭隘化の解消及び受入能力の拡大を図るために今期から実施している旅客ターミナルビルの大規模改修工事を計画通り遂行いたします。併せて、老朽化した設備等のリニューアルを実施し、旅客ターミナルビルの利便性と快適性の向上を図ってまいります。

（2）資金調達の状況

該当事項なし。

（3）設備投資の状況

- ①旅客ターミナルビル大規模改修工事
- ②エプロンループ（接続通路）設置工事
- ③車椅子対応パッセンジャーステップの購入
- ④国際線保安検査場X線検査機器及び門型金属探知器の更新

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項なし。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項なし。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継の状況

該当事項なし。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項なし。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分\年度	平成26年度 (第26期)	平成27年度 (第27期)	平成28年度 (第28期)	平成29年度 (第29期)
売上高	686,107	733,325	799,533	922,520
当期純利益	24,278	40,730	59,555	133,090
1株当たり 当期純利益	344円46銭	577円89銭	844円98銭	1,888円34銭
総資産	4,653,193	4,591,831	4,637,053	5,080,321

(9) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

- ①貸室業及び空港利用施設の賃貸業
- ②広告、宣伝並びに広告代理業

(10) 事業所及び従業員の状況

①事業所の所在地

北九州市小倉南区空港北町 6 番

②従業員の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

ア. 従業員数 男 7 名 女 14 名 合計 21 名

イ. 平均年齢 38.7 歳

ウ. 平均勤続年数 4.48 年

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項なし。

(12) 主要な借入先及び借入額

該当事項なし。

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項なし。

2. 株式に関する事項

株式の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

①発行可能株式総数 80,000 株

②発行済株式の総数 70,480 株

③株主総数 73 名

④発行済株式の総数の 10 分の 1 以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
福岡県	20,000 株	28.4%
北九州市	20,000 株	28.4%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成30年3月31日現在)

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	片山 憲一	
代表取締役専務	平床 司	
常務取締役	武末 直樹	
取 締 役	甲斐 庸恭	苅田町 副町長
取 締 役	前原 典幸	TOTO株式会社 総務本部長
取 締 役	廣渡 健	九州電力株式会社 執行役員 北九州支社長
取 締 役	岩井 尚彦	新日鐵住金株式会社 八幡製鐵所 総務部長
取 締 役	東 俊明	日産自動車九州株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	庄山 和利	西日本鉄道株式会社 執行役員北九州統括 西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
取 締 役	岩片 和行	ANAホールディングス株式会社 グループ経営戦略室事業推進部 マネジャー
常勤監査役	奥 久志	
監 査 役	川本 惣一	株式会社西日本シティ銀行 取締役副頭取 北九州・山口代表
監 査 役	灰田 利明	行橋市 総務部長

(注1) 取締役の甲斐氏、前原氏、廣渡氏、岩井氏、東氏、庄山氏、岩片氏は、
社外取締役。

(注2) 監査役の川本氏、灰田氏は社外監査役。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支 給 額
取締役	2名	15,000千円
監査役	1名	3,000千円
合 計	3名	18,000千円

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 前原 典幸氏は、株式会社スタッフライヤーの社外取締役を兼務。

取締役 庄山 和利氏は、西日本鉄道株式会社の執行役員、株式会社井筒屋の社外取締役を兼務。

②各社外役員の報酬の総額

報酬なし。

③社外役員の主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に出席し、議案・報告事項に対する審議の中で、空港ターミナルビルの機能向上、アクセス向上、地域貢献、当社の安定経営等の観点から、必要な発言を行った。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

公認会計士北部九州監査団

総括代表公認会計士 吉田 尚是

代表公認会計士 神尾 康生

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての内容の概要

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努め、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図っております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会倫理の遵守や法令の遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款等に従い、会社の業務執行を決定する。
取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役は、法令、定款、稟議規程等の規程に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために前記（1）の①の実践的運用と徹底を図る。特に、空港管理規則、消防法等の空港ビルを運営するに必要な関連法規、企業情報（個人情報を含む）の厳重管理等については、その教育、啓発に注力する。
- ② 職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③ 定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令及び定款への適合性を点検する。
- ④ 使用人の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、内部通報制度の円滑な運営を図る。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録も含む）及びその他重要な情報を法令及び社内規程（文書管理規程）に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を策定し、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で、リスクへの適切な対応を図る。
- ② 取締役会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には社長が指揮する対策本部を設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整える。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定期に開催又は必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会に付議又は報告する事項については、事前に関係部署において充分な検討を行ったうえで、取締役会に上程する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置するものとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。
- ③ 報告を行ったものが、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、当社内部通報制度に基づき当該報告者を適切に保護する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役が職務遂行上必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの必要な費用を認める。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、総務部が監査役の業務を補助する。
- ② 監査役は、会計監査の検査結果について疑義がある場合は、会計監査人との面談を持ち、会計監査人の検査結果について協議する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、平成27年6月4日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。

(2) 当事業年度において、取締役会を6回開催し、各議案の審議および重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。

(3) 監査役は当社代表取締役及び取締役、会計監査人との間で意見交換を行い、情報の連携を図っております。

(4) 法令や定款に反する行為に関しては、社内通報制度を整備し、モニタリング強化を図ることで、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

貸借対照表

『平成30年3月31日現在』

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	977,697,231	【流動負債】	390,754,992
現金・預金	877,877,704	買掛金	630,668
未収入金	84,980,731	未払金	255,279,970
商品	407,053	リース債務	4,271,310
貯蔵品	797,452	未払費用	2,048,900
前払費用	7,820,418	未払法人税等	40,378,900
繰延税金資産	5,813,873	未払消費税等	12,345,500
		前受金	25,603,377
		預り金	6,257,287
【固定資産】	4,102,623,978	預り保証金	5,596,080
(有形固定資産)	3,686,995,636	賞与引当金	3,343,000
建物	3,470,159,582	預り建設協力金	35,000,000
構築物	45,987,473	【固定負債】	349,167,147
工具器具備品	34,249,255	預り敷金	28,496,400
機械装置	154,403	預り保証金	39,746,560
車両運搬具	18,221,790	長期リース債務	4,891,036
リース資産	8,186,630	退職給付引当金	9,279,772
建設仮勘定	110,036,503	預り建設協力金	140,000,000
		資産除去債務	113,699,839
		長期繰延税金負債	13,053,540
(無形固定資産)	5,746,242	負債合計	739,922,139
電話加入権	124,984	純資産の部	
水道施設利用権	759,375	【株主資本】	4,271,357,161
供給施設利用権	4,861,883	資本金	3,524,000,000
(投資その他の資産)	409,882,100	利益剰余金	747,357,161
投資有価証券	409,582,100	その他利益剰余金	747,357,161
出資金	300,000	繰越利益剰余金	747,357,161
		【評価・換算差額等】	69,041,909
		その他有価証券評価差額金	69,041,909
資産合計	5,080,321,209	純資産合計	4,340,399,070
		負債・純資産合計	5,080,321,209

損益計算書
 《自 平成 29 年 4 月 1 日》
 《至 平成 30 年 3 月 31 日》

(単位 : 円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		922, 520, 424
売上高	34, 045, 960	
家賃収入	317, 970, 937	
管理費収入	203, 623, 175	
設備使用料収入	342, 055, 741	
広告料収入	24, 824, 611	
II 売 上 原 価		6, 431, 077
III 販売費及び一般管理費		916, 089, 347
IV 営 業 利 益		803, 965, 396
V 経 常 利 益		112, 123, 951
VI 特 別 利 益		30, 467, 058
受取利息	10, 032	
受取配当金	2, 370, 800	
雑収入	28, 086, 226	
VII 特 別 損 失		142, 591, 009
建物圧縮損	12, 010, 983	
器具備品圧縮損	7, 025, 000	
車両運搬具圧縮損	9, 333, 333	
税 引 前 当 期 純 利 益		28, 369, 316
税 引 前 当 期 純 利 益		142, 591, 009
法人税、住民税及び事業税	45, 538, 975	
法 人 税 等 調 整 額	▲36, 038, 355	9, 500, 620
当 期 純 利 益		133, 090, 389

株主資本等変動計算書

『自 平成 29 年 4 月 1 日』

『至 平成 30 年 3 月 31 日』

(単位:円)

資本金	株主資本					株主資本 合計	
	資本 準備金	利益剰余金					
	資本 準備金	資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	3,524,000,000	0	0	614,266,772	614,266,772	4,138,266,772	
当期変動額							
当期純利益				133,090,389	133,090,389	133,090,389	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	133,090,389	133,090,389	133,090,389	
当期末残高	3,524,000,000	0	0	747,357,161	747,357,161	4,271,357,161	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲5,282,709	▲5,282,709	4,132,984,063
当期変動額			
当期純利益			133,090,389
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	74,324,618	74,324,618	74,324,618
当期変動額合計	74,324,618	74,324,618	207,415,007
当期末残高	69,041,909	69,041,909	4,340,399,070

注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品について、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備ならびに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

一括償却資産・・・発生年度から3年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付の見込額に基づき必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,560,935 千円

2. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除されている補助金による圧縮記帳累計額

建物	18,313 千円
構築物	6,647 千円
機械装置	32,699 千円
車両運搬具	205,019 千円
器具備品	41,158 千円
	計 303,839 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式 70,480 株

注記表

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記

(単位：千円)

繰延税金資産

賞与引当金	1,165
未払事業税・事業所税	4,648
退職給付引当金	2,821
資産除去債務	<u>34,576</u>
繰延税金資産合計	<u>43,211</u>

繰延税金負債

投資有価証券	△30,170
有形固定資産	△20,281
繰延税金負債合計	<u>△50,451</u>
繰延税金負債（資産）の純額	<u>△ 7,239</u>

うち、「流動資産」 計上額 5,813、「固定負債」 計上額 △13,053

本事業年度から、資産除去債務に係る長期繰延税金資産を計上しています。

注記表

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

当期末の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	877,877	877,877	—
(2) 未収入金	84,980	84,980	—
(3) 投資有価証券	409,582	409,582	—
資 産 計	1,372,440	1,372,440	
(4) 買掛金及び未払金	255,910	255,910	—
(5) 預り保証金（流動負債）	5,596	5,596	—
(6) 預り建設協力金（流動負債）	35,000	35,000	—
(7) 預り敷金	28,496	25,142	△3,354
(8) 預り保証金（固定負債）	39,746	36,065	△3,681
(9) 預り建設協力金（固定負債）	140,000	132,730	△7,269
負 債 計	504,749	490,444	

- (1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(4) 買掛金及び未払金、
 (5) 預り保証金（流動負債）並びに (6) 預り建設協力金（流動負債）
 これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。
 (3) 投資有価証券

株式について、市場価格のある株式については、時価によっており、
 市場価格のない株式については、純資産価額によっております。

注記表

(7) 預り敷金、(8) 預り保証金（固定負債）並びに（9）預り建設協力金（流動負債）

これらの時価については、長期借入における元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を採用し、その利率で割り引いて算定しています。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北九州空港ターミナルビル内において、賃貸用施設を有しております。

2. 賃貸業等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
3,470,159	2,937,332

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（建築指数を用いて行ったものを含む。）であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 61,583 円 41 錢

一株当たり当期純利益金額 1,888 円 34 錢

注記表

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

国有財産法第18条第6項及び第19条の規定により空港及び空港ビルに係る敷地を賃借するものですが、大阪航空局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は自己の負担で大阪航空局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません（国有財産使用許可書第9条）。この規定により、空港ビルの使用可能期間を約45年と見積り、また割引率は無リスクである20年国債の利子率を採用し、空港ビル等の解体費用を見積り計上するものです。

また、第25期事業年度において、航空会社事務所棟及びテナント施設棟を建設し、運用を開始しました。これにより新たに発生した資産除去債務の見積りにあたっては、当施設の使用可能期間を約37年と見積り、割引率は既存施設と同じく無リスクである20年国債の利子率を採用し、当施設の解体費用を見積り計上しています。

その結果、当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	111,284千円
時の経過による調整額	<u>2,415千円</u>
期末残高	<u>113,699千円</u>

(謄 本)

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 18 日

北九州エアーミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団
統括代表 吉田 尚是 ㊞
公認会計士
代 表
公認会計士 神尾 康生 ㊞

私たちは、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、北九州エアーミナル株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 29 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手續は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び

適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 29 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相當であると認めます。

平成 30 年 5 月 24 日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 奥 久志 ㊞

監査役（社外監査役） 川本 惣一 ㊞

監査役（社外監査役） 灰田 利明 ㊞